

● 申告漏れにご注意ください！

- 次のような場合、申告漏れが無いようご注意ください。
 - ① 次年度の扶養控除や各種手続き等のため、所得証明書や所得課税証明書が必要になる見込みの方
 - ② 児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給者や有資格者とその世帯員、保育料の算定がある世帯員の方
 - ③ 国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険に加入している方や加入予定の方
- 申告しなければならない方が未申告の場合、次年度の国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の軽減措置や、国民年金保険料の減免申請等が受けられない場合があります。
- 給与や公的年金収入のみの場合でも、扶養親族や各種控除に漏れがあると住民税や保険料が正しく計算されません。源泉徴収票等を確認し、扶養親族や各種控除の変更が必要な場合は申告をお願いします。

● 申告に必要なもの ※必要な書類が揃っていない場合は、申告受付ができません。事前にご確認ください。

1. 本人確認書類

- ① マイナンバーカードをお持ちの方 ⇒ マイナンバーカードのみ
- ② マイナンバーカードが無い方 ⇒ マイナンバーと本人確認のため、以下の2種類の書類が必要
(・ マイナンバー通知カード または マイナンバーが記載された住民票など
+
・ 身元確認書類 (免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポートなど))

2. 所得計算に必要な書類

- ① 給与収入や年金収入があった方 ⇒ 収入のあったすべての源泉徴収票や明細書など
- ② 事業収入があった方 ⇒ 収支内訳書 または 簡易決算書 (簡易決算書は任意の様式) ※1、※2
(農業・漁業・不動産業など)
※1 1年間の収入と経費が科目別に集計されている必要があります。
※2 収支内訳書や簡易決算書が未作成の場合、申告受付はできません。
- ③ 雑所得や一時所得等があった方 ⇒ 収入金額や経費がわかる明細書、証明書、売買契約書など

3. 社会保険料、生命保険料、医療費、寄付金控除などの控除に必要な書類

- ① 社会保険料控除 ⇒ 国民年金保険料の控除証明書 (日本年金機構が発行)、普通徴収 (自分で納付) で納付した場合の国民健康保険税や介護保険料等の領収証書など
- ② 生命保険料、地震保険料等の控除 ⇒ 契約している保険会社が発行する控除証明書
- ③ 医療費控除 ⇒ 医療費控除の明細書※3または医療費通知※4、セルフメディケーション税制の明細書
※3 医療費の領収書のみでは控除は受けられません。受診者や病院・薬局ごとに集計した「医療費控除の明細書」の作成が必要です。
※4 「医療費通知」とは、医療保険者等が発行する明細書などです。
- ④ 寄付金控除 ⇒ 寄付先の団体等が発行する寄付金額や寄付日が記載された受領証など
- ⑤ 本人や扶養親族の障害者控除 ⇒ 障害者手帳、愛護手帳、村が交付する障害者控除の認定書 (要介護) 等
- ⑥ 住宅借入金等特別税額控除 ⇒ 住宅借入金等特別控除申告書、借入金の年末残高証明書

4. 利用者識別番号の確認書類

- 東通村で申告する際は、マイナンバー (12桁) に加えて、利用者識別番号 (16桁) の確認も行います。
- 令和2年分以降、東通村やe-Taxで申告した方は、利用者識別番号の記載された通知書等をご持参ください。
- 新たに取得する必要がある場合は、以下のいずれかの方法で事前に取得し、通知書等をご持参ください。
 - むつ税務署 (☎: 22-3294) にお問い合わせの上、窓口や郵送での手続きによる取得。
 - インターネットから取得。 ※「国税庁 利用者識別番号 取得」で検索
 - 申告前まで (2月9日 (金) まで) に役場税務課窓口で取得

- ◆ 申告書の作成に使用した領収書や明細書、資料などは5年間の保存をお願いします ◆
- ◆ 収支内訳書や医療費控除の明細書が必要な場合は、税務課窓口にも備え付けています ◆

問合せ先 : 税務課 税務グループ ☎0175-33-2134 (内線143)